

企業立地促進制度の概要

○ 京都市企業立地促進制度補助金

・ 本社・工場等新增設等支援制度

製造業等を営む企業が本社機能を有する事業所・工場・研究所・開発拠点を新增設等する場合に、固定資産税相当額の補助金を交付するもの（最大3年分、最大1億円）
別途、埋蔵文化財発掘調査経費相当額の50%を補助（最大2,500万円）

・ 市内初進出加算（本社・工場等）

本社・工場等新增設等支援制度の対象となる市外企業が、市内に初進出する場合に、市内居住の常時雇用者数に応じて加算するもの（最大2年分、最大2,000万円）

・ 市内初進出支援制度（オフィス等の設置への補助）

市外企業が市内に初進出する場合に、市内居住の常時雇用者数に応じて補助金を交付するもの（最大2年分、最大2,000万円）

・ お試し立地支援制度

市外から市内に初進出を検討する企業が、試行的に京都市内のコワーキングスペースやシェアオフィス等を利用する場合に、利用料及び交通費に対して補助金を交付するもの（最大50万円）

○ 京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金

本市等の認定制度により認定された中小企業（※）が事業所を新增設する場合に、固定資産税相当額の補助金を交付するもの（最大3年分、最大1億円）

別途、埋蔵文化財発掘調査経費相当額の50%を補助（最大2,500万円）

※京都市ベンチャー企業目利き委員会Aランク認定企業、京都高度技術研究所オスカー認定企業、京都市産業技術研究所「知恵創出“目の輝き”」認定企業

○ 京都市賃貸用事業施設等立地促進制度補助金（令和5年度に新設）

・ 大規模テナントオフィスビル立地支援制度

京都駅南部地区及びらくなん鴨川以北において、延床3千㎡以上の賃貸用オフィスを新增設する場合に、固定資産税相当額等の補助金を交付するもの（最大1億円）

・ レンタルラボ施設立地支援制度

市内において、賃貸用のウェットラボを新增設する場合に、固定資産税相当額等の補助金を交付するもの（最大1億円）